

# タブレット端末家庭持ち帰りルール

見附市立南中学校

学習者用 GIGA スクール端末（以下、タブレット端末）を家庭で使うときのルールを定めました。「タブレット端末 基本ルール」と一緒にこのルールを守り、タブレット端末を正しく活用しましょう。

## 1 タブレット端末を使う目的

学校で貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。家庭でも学習活動に関わること以外には使いません。

## 2 タブレットを使うときのルール

- (1) 学校と自宅以外では使用しません。
- (2) 登下校中は、タブレット端末をカバンから出しません。
- (3) なくしたり、盗まれたり、落としてこわしたりしないように十分に気を付けます。
- (4) 水をかけたり、湿気の多いところでは使いません。また、直射日光の下やストーブの周りなどの高温になる場所には置きません。
- (5) タブレットを使用するときは、物を食べたり飲んだりしません。
- (6) 家庭内でタブレットを使う時間や場所などの決まりをお家の人と話し合っ決めて決めます。

家庭でタブレット端末を使う時間	家庭でタブレット端末を使う場所
-----------------	-----------------

## 3 保管

- (1) 保護者の目の届くところに保管します。
- (2) 家庭にある充電ケーブルで充電をしません。

家庭でのタブレット端末保管場所
-----------------

## 4 健康のために

- (1) 使用するときは正しい姿勢で画面に近づきすぎないように気をつけます。
- (2) 30分に1回は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。また、夜10時以降から翌朝6時までの時間帯はタブレットを使用しません。

## 5 取り扱い

- (1) 「タブレット端末家庭持ち帰りルール」を守って、丁寧に使います。
- (2) 予期せぬサイトに入ってしまったときは、画面を閉じ、家の人と先生に知らせます。
- (3) 自分が借りているタブレットを他の人に貸したり、使わせたりしません。
- (4) 自分や他人の個人情報やインターネット上に絶対に書き込みません。
- (5) 相手を傷付けたり、嫌な思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。SNSは使用しません。
- (6) カメラ（写真・動画）は学習以外で使いません。
- (7) インストール、ダウンロードは行いません。
- (8) このルールが守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。
- (9) このルールを守らずに、わざとタブレットをこわしたり紛失したりした場合は、修理費用や購入費用を自己負担してもらうことがあります。

## 6 インターネット接続について（お願い）

Wi-Fi環境がないご家庭は、4月以降に見附市教育委員会から貸し出し用のモバイルルータを借りることができます。通信料は自己負担となります。